

制定 平成27年12月2日 原規総発第1511271号 原子力規制庁長官決定

原子力規制委員会に対する不服申立てに関する審理要領を次のように定める。

平成27年12月2日

原子力規制庁長官 清水 康弘

原子力規制委員会に対する不服申立てに関する審理要領

(目的)

第一条 この要領は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号。以下「法」という。）の規定による原子力規制委員会に対する不服申立ての審理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審理官)

第二条 原子力規制庁長官は、法の規定により原子力規制委員会が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務について必要な知識経験を有し、かつ、原処分に関し公正な判断をすることができると思われる原子力規制庁の職員のうちから審理官を指名するものとする。

2 審理官は、原処分を起案した課等（原子力規制委員会行政文書管理要領第2条（4）の課等をいう。以下同じ。）が作成する原処分に係る不服申立てに対する決定書の案（以下「決定書の案」という。）を審理する。

3 審理官は、法の規定による決定のために原子力規制委員会における審理をするのに熟したと認めるときは、速やかに決定書の案を原子力規制委員会に提出してこれを報告しなければならない。

(資料の提出等の要求)

第三条 審理官は、原子力規制委員会委員長から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、原処分を起案した課等の長に対し、当該原処分に係る不服申立てに対する決定書の案を審理するための原子力規制委員会の会議に出席させ、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

附 則

この要領は、平成27年12月2日から施行する。